



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (四件) ……………
- ……………(生活文化局計量検定所検査課) ……一
- 森林病虫害等防除法による薬剤防除 (地上散布) ……二
- を行う区域及び期間 ……(環境局自然環境部緑環境課) ……二
- 技能検定員審査の実施 ……………六
- 教習指導員審査の実施 ……………七
- 警備員等の検定の実施 (二件) ……………八
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (二件) ……………〇

告示

●東京都告示第七百六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

- 一 検査地域 三宅村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年五月十二日から同月十五日まで
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

●東京都告示第七百七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

- 一 検査地域 八丈町
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年五月十八日から同月二十二日まで

四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

●東京都告示第七百八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

- 一 検査地域 日野市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年五月七日から同月二十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年

通商産業省令第70号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 御蔵島村及び青ヶ島村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年五月十一日から同月十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百十号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

平成二十七年四月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 区域及び期間

(一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、別図一から別図三までに示す部分(各図面を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧にも供する。)

(二) 期間 平成二十七年五月七日から同年七月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類 松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

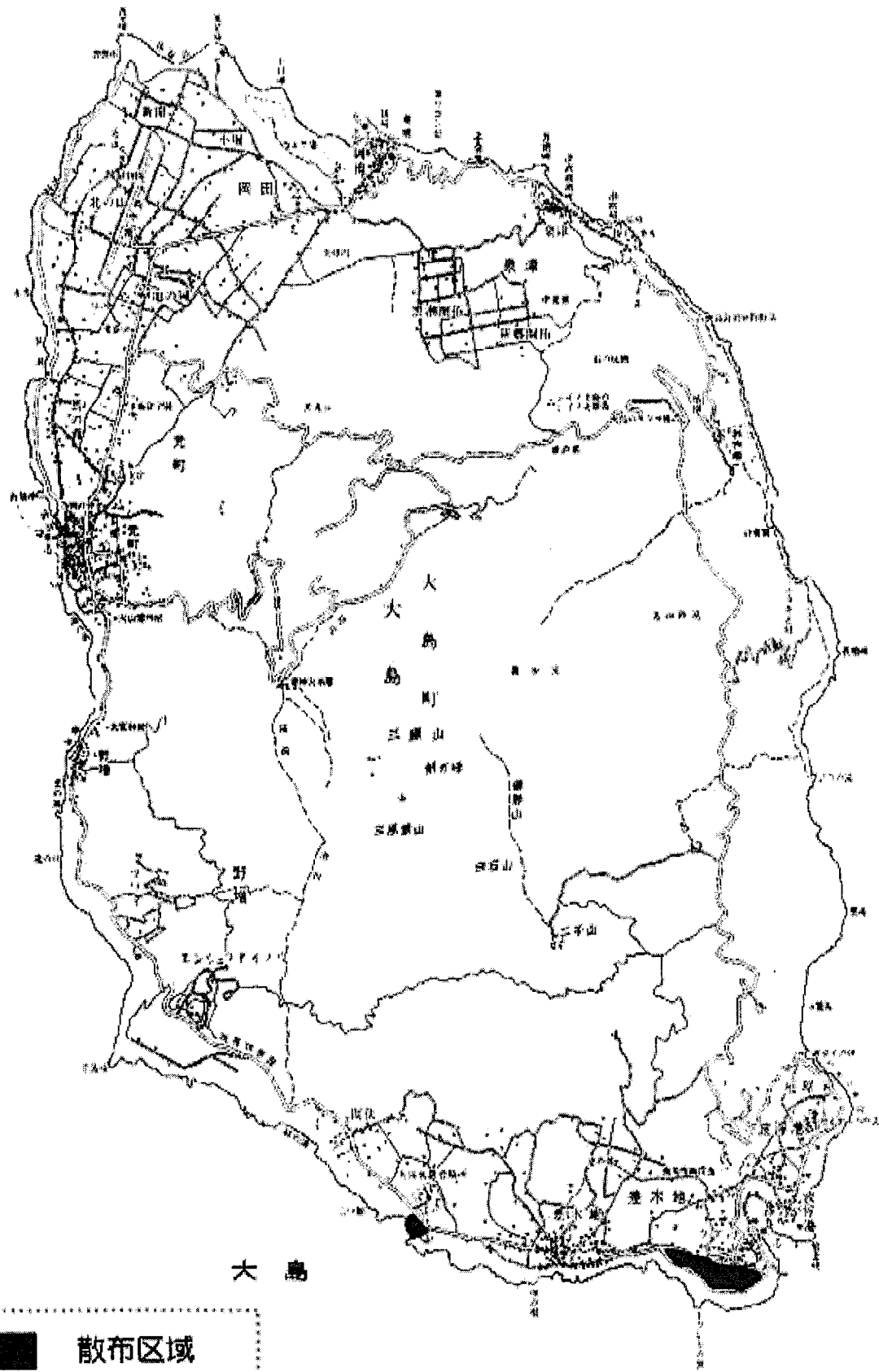
(二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

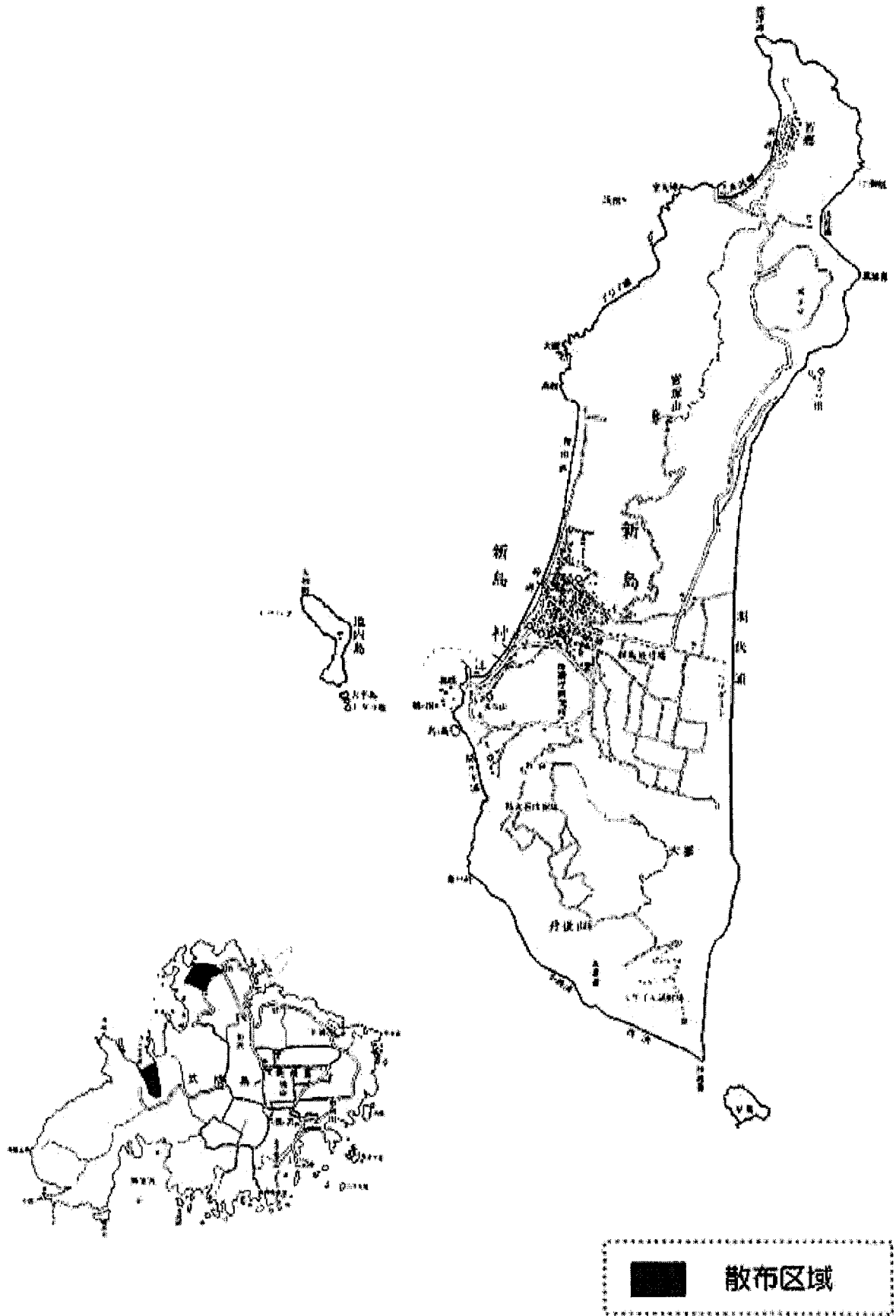
別図1【大島町】



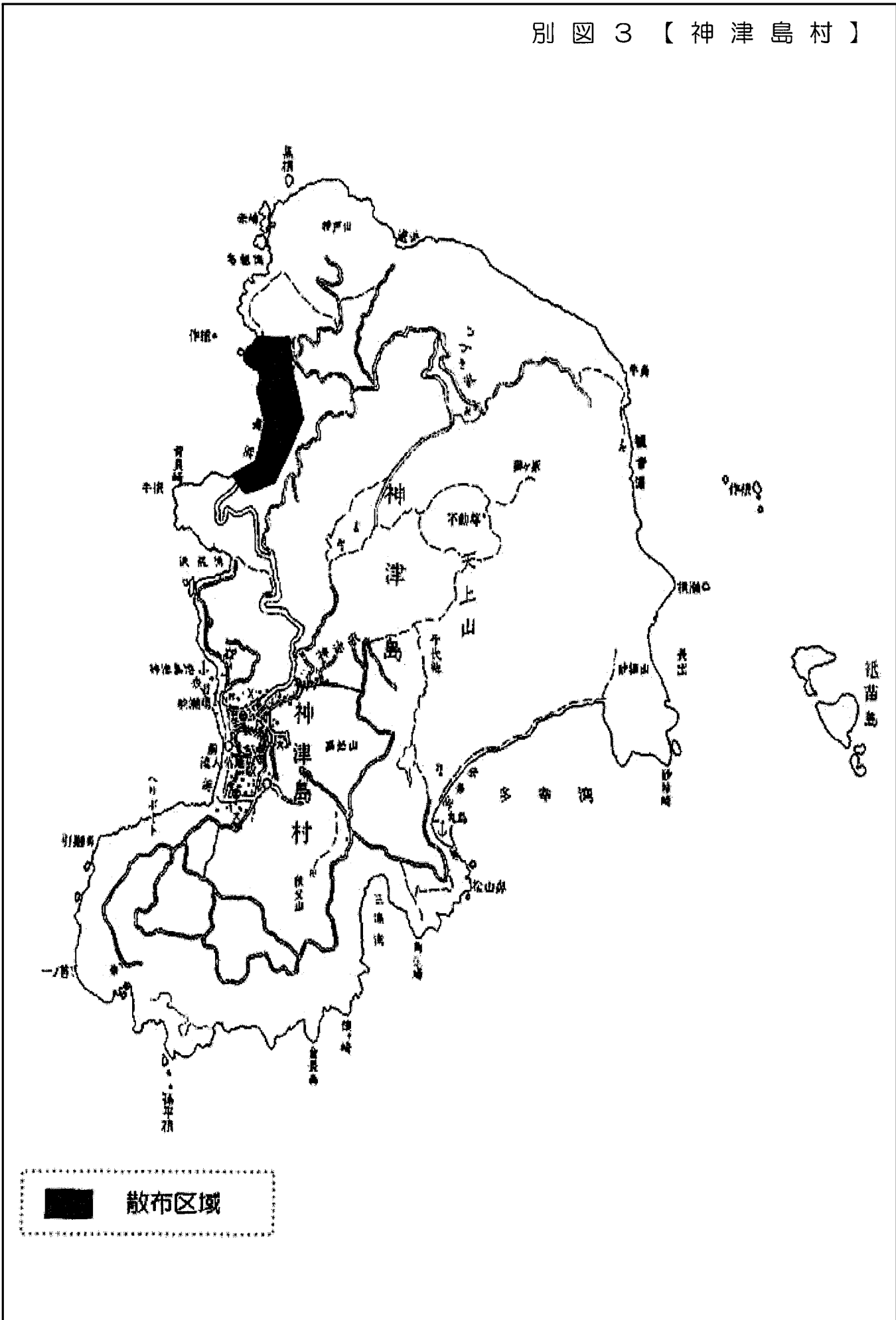
大島

散布区域

別図2【新島村】



別図3【神津島村】



■ 散布区域

出 張（公）

●東京都公安委員会告示第136号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成27年5月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、

上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年4月30日（木曜日）及び同年5月1日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年4月20日（月曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

フ 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先
警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

●東京都公安委員会告示第137号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月10日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能
ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識
イ 自動車教習所に関する法令についての知識
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成27年5月11日（月曜日）から同月15日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
(2) 受付日時
平成27年4月30日（木曜日）及び同年5月1日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで
(3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年4月20日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
イ 写真は、申請書に貼り付けること。
ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。
エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者には11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

- (1) 携行品
ア 運転免許証
イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）
- (2) 服装

<p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (6717) 3137 内線5283</p>	<p>3 検定の実施種別 規則第1条第1号の警備業務 (以下「空港保安警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定 (以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定 (空港保安警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p>	<p>平成27年6月10日 (水曜日) から 同月12日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事して</p>
<p>●東京都公安委員会告示第138号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 平成27年4月10日 東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成27年7月18日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成27年9月26日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p>	<p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年6月1日 (月曜日) 及び同月2日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p>	<p>7 申請手続 (1) 受付日時</p>

<p>いたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(1) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第139号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年4月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験</p>	<p>平成27年7月18日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成27年9月26日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定(貴重品運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p>	<p>平成27年6月3日(水曜日)及び同月4日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付日時 平成27年6月10日(水曜日)から同月12日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り</p>
---	---	---

<p>(イ) 前2のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前2のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第140号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び</p>	<p>機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年4月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年6月30日 (火曜日) から同年7月7日 (火曜日) までの6日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務 (人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 100名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務に係るもの) に限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第</p>	<p>4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るもの) に限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務に係るもの) に限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るもの) に限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年5月29日 (金曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>
--	--	--

<p>一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月16日(火曜日) から同月18日(木曜日) までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ロ 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(5) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>	<p>国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年4月10日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年7月3日(金曜日) から同月7日(火曜日) までの3日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 40名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。) 又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。) の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する</p>
--	---	---

●東京都公安委員会告示第141号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年

<p>もの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p>	<p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年5月28日(木曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月16日(火曜日)から同月18日(木曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先</p>
--	---	--

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002